

会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（計算書類及び連結計算書類）新旧対照表

新	旧
<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;">(社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 計算書類</p> <p>第 1 貸借対照表</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。</p> <p>(2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。</p> <p>(3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。</p> <p><u>(4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。</u></p> <p><u>(5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。</u></p> <p><u>(6) 資産除去債務に係る規定は、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 1 項）。</u></p> <p><u>(7) 工事契約及び工事損失引当金に係る規定は、平成 21 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 2 項）。</u></p> <p>第 4 個別注記表</p> <p>【通則的事項】</p> <p>1. 「個別注記表」「連結注記表」といった表題をつける必要はない。また独立した一表とする必要はなく、脚注方式で記載できる。</p> <p>2. 該当事項がない場合は、記載を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）</p> <p>3. 作成すべき注記表は、会計監査人設置会社かどうか、公開会社かどうか、<u>有価証券報告書の提出義務の有無</u>により以下のように異なる。</p>	<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;">(社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 計算書類</p> <p>第 1 貸借対照表</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。</p> <p>(2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。</p> <p>(3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 個別注記表</p> <p>【通則的事項】</p> <p>1. 「個別注記表」「連結注記表」といった表題をつける必要はない。また独立した一表とする必要はなく、脚注方式で記載できる。</p> <p>2. 該当事項がない場合は、記載を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）</p> <p>3. 作成すべき注記表は、会計監査人設置会社かどうか、公開会社かどうかにより以下のように異なる。</p>

注記事項	個別注記表				連結注記表
	会計監査人設置会社		会計監査人設置会社以外		
	大会社であって有価証券報告書の提出義務のある会社※ <u>1</u>	左記以外の会社	公開会社	非公開会社	
① 継続企業の前提に関する注記	○	○	—	—	○
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記※ <u>2</u>	○	○	○	○	○
③ (連結)貸借対照表に関する注記	○	○	○	—	○
④ 損益計算書に関する注記	○	○	○	—	—
⑤ (連結)株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	○	○
⑥ 税効果会計に関する注記	○	○	○	—	—
⑦ リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	○	—	—
⑧ 金融商品に関する注記※ <u>3</u>	○	○	○	—	○
⑨ 賃貸等不動産に関する注記※ <u>3</u>	○	○	○	—	○
⑩ 持分法損益等に関する注記※ <u>4</u>	○	—	—	—	—
⑪ 関連当事者との取引に関する注記	○	○	○ (一部は、附属明細書へ)	—	—
⑫ 1株当たり情報に関する注記	○	○	○	—	○
⑬ 重要な後発事象に関する注記	○	○	○	—	○
⑭ 連結配当規制適用会社に関する注記	○	○	—	—	—
⑮ その他の注記	○	○	○	○	○

注記事項	個別注記表			連結注記表
	会計監査人設置会社	会計監査人設置会社以外		
		公開会社	非公開会社	
継続企業の前提に関する注記	○	—	—	○
重要な会計方針に係る事項に関する注記※	○	○	○	○
(連結)貸借対照表に関する注記	○	○	—	○
損益計算書に関する注記	○	○	—	—
(連結)株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	○
税効果会計に関する注記	○	○	—	—
リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	—	—
(新設)				
(新設)				
(新設)				
関連当事者との取引に関する注記	○	○ (一部は、附属明細書へ)	—	—
1株当たり情報に関する注記	○	○	—	○
重要な後発事象に関する注記	○	○	—	○
連結配当規制適用会社に関する注記	○	—	—	—
その他の注記	○	○	○	○

※1 当該会社は、連結計算書類の作成義務のある会社である(会社法第444条第3項)。

※2 連結注記表にあつては「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」となる。

※3 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第109条第2項・第110条第2項)。

※4 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第111条第2項)。

(新設)

※ 連結注記表にあつては「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」となる。

(新設)

(新設)

4. 貸借対照表、損益計算書または株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

1. 継続企業の前提に関する注記

(記載上の注意)

事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）に注記する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
(削除)
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
(少なくとも当該事業年度の末日の翌日から1年内に講じるもの)
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

2-4. 収益及び費用の計上基準

[記載例]

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

2-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ~ (3) (省略)

(記載上の注意)

- (1) 「5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項」（「会計方針」という。）のうち、上記1から4以外の重要なものを記載する。

2-6. 重要な会計方針の変更

[記載例]

6. 重要な会計方針の変更 (1) ~ (3) (省略)

8. 持分法損益に関する注記

1. 継続企業の前提に関する注記

(記載上の注意)

事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在する場合に注記する。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象または状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象または状況を解消または大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
(新設)
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(新設)

[記載例]

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ~ (3) (同左)

(記載上の注意)

- (1) 「4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項」（「会計方針」という。）のうち、上記1から3以外の重要なものを記載する。

2-5. 重要な会計方針の変更

[記載例]

5. 重要な会計方針の変更 (1) ~ (3) (同左)

(新設)

[記載例]

関連会社に対する投資の金額	×××	百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	×××	百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	×××	百万円

(記載上の注意)

- (1) 損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。
 (2) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。

9. 関連当事者との取引に関する注記

[記載例]

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
親会社	A社	被所有 直接〇% 間接〇%	当社製品の販売 役員の兼任	〇〇製品の販売 (注1)	×××	売掛金	×××
その他の関係会社	B社	被所有 直接〇% 間接〇%	B社製品の購入	原材料の購入 (注2)	×××	買掛金	×××
主要株主(会社等)	C社	被所有 直接〇% 間接〇%	技術援助契約の締結	技術料の支払 (注3)	×××	未払費用	×××

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	D社	所有 直接〇%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	×××	長期貸付金	×××
				利息の受取 (注1)	×××	その他流動資産	×××
関連会社	E社	所有 直接〇%	役務の受入れ 役員の兼任	増資の引受 (注2)	×××	—	—
関連会社の子会社	F社	なし	なし	債権放棄 (注3)	×××	—	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

[記載例]

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
親会社	A社	被所有 直接〇% 間接〇%	当社製品の販売 役員の兼任	〇〇製品の販売 (注1)	×××	売掛金	×××
その他の関係会社	B社	被所有 直接〇% 間接〇%	B社製品の購入	原材料の購入 (注2)	×××	買掛金	×××
主要株主(会社等)	C社	被所有 直接〇% 間接〇%	技術援助契約の締結	技術料の支払 (注3)	×××	未払費用	×××

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	D社	所有 直接〇%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	×××	長期貸付金	×××
				利息の受取 (注1)	×××	その他流動資産	×××
関連会社	E社	所有 直接〇%	役務の受入れ 役員の兼任	増資の引受 (注2)	×××	—	—
関連会社の子会社	F社	なし	なし	債権放棄 (注3)	×××	—	—

3. 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注 3)	科 目	期 末 残 高
親会社の子会社	G社	なし	事業譲渡	事業譲渡(主) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価 事業譲渡益	××× ××× ××× ×××	- - - -	- - - -
その他の関係会社の子会社	H社 (B社の子会社)	被所有 直接〇%	なし	旧〇〇工場 跡地の譲渡 (注2) 売却代金 売却損	××× ×××	その他流動資産 -	××× -
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて〇〇部門の事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
- (注2) 不動産鑑定士の鑑定価格を勘案して交渉により決定しており、支払条件は引渡時 50%、残金は5年均等年賦払、金利は年〇%であります。
- (削除)
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 ま た は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注 8)	科 目	期 末 残 高
主要株主(個人)及びその近親者	a	被所有 直接〇%	前当社取締役 当社の外注先 であるJ社の 代表取締役	コンピ ュータ・プ ログラム の 製 作 (注1)	×××	未払金	×××

3. 兄弟会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注 3)	科 目	期 末 残 高
親会社の子会社	G社	なし	事業譲渡	事業譲渡(主) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価 事業譲渡益	××× ××× ××× ×××	- - - -	- - - -
その他の関係会社の子会社	H社 (B社の子会社)	被所有 直接〇%	なし	旧〇〇工場跡 地の譲渡 (注2) 売却代金 売却損	××× ×××	その他流動資産 -	××× -
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	I社 (C社の子会社)	被所有 直接〇%	〇〇設備のリース	支払リース料 (注3) 未経過リース 料残高相当額 (注3) 支払利息相当額	××× ××× ×××	前払費用	×××

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて〇〇部門の事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
- (注2) 不動産鑑定士の鑑定価格を勘案して交渉により決定しており、支払条件は引渡時 50%、残金は5年均等年賦払、金利は年〇%であります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 役員及び個人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称 ま た は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注 8)	科 目	期 末 残 高
主要株主(個人)及びその近親者	a	被所有 直接〇%	前当社取締役 当社の外注先 であるJ社の 代表取締役	コンピ ュータ・プ ログラム の 製 作 (注1)	×××	未払金	×××

役員及びその近親者	b	被所有 直接〇%	当社取締役 債務保証	債務保証 (注2) 保証料の 受入れ (注2)	×××	—	—
	c	被所有 直接〇%	当社取締役 債務被保証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注3)	×××	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	K社 (注4)	なし	なし	有価証券 の売却 (注5) 売却代 金 売却益	×××	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	L社 (注6)	なし	担保の被提供	当社の銀行借入金に対する土地の担保提供 (注7)	×××	—	—

役員及びその近親者	b	被所有 直接〇%	当社取締役 債務保証	債務保証 (注2) 保証料の 受入れ (注2)	×××	—	—
	c	被所有 直接〇%	当社取締役 債務被保証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注3)	×××	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	K社 (注4)	なし	なし	有価証券 の売却 (注5) 売却代 金 売却益	×××	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	L社 (注6)	なし	担保の被提供	当社の銀行借入金に対する土地の担保提供 (注7)	×××	—	—

(記載上の注意)

……

(10) 会社計算規則第112条第2項第3号の規定は、本注記が連結子会社との取引も開示対象に含まれることなどから生ずる計算書類の作成のスケジュール上の制約や実務上の事務負担の問題等に鑑み、本注記を必要とすることとした趣旨からすれば開示させる必要が乏しいと思われる取引について、開示対象から外すことを明記したものである。この規定により開示対象から除外される「当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白」な取引とは、例えば、製品の販売等について市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定している場合や、建物の賃貸等で近隣の地代、取引実勢に基づいて一般的な取引条件と同様の賃料を決定している場合などが考えられる。一般の取引の条件とは、必ずしも一定の金額であるとは限らず、ある程度幅をもった金額の範囲内であることが通常と考えられる。また取引の条件を検討するにあたっては、社会通念上、取引条件を決定する要素はすべて考慮対象となり得、例えば、一般的には、長期的・継続的な取引であるという事情は考慮することとなる。

10. 1株当たり情報に関する注記 (省略)

11. 重要な後発事象に関する注記 (省略)

12. 連結配当規制適用会社 (省略)

(記載上の注意)

……

(10) 会社計算規則第140条第2項第3号の規定は、本注記が連結子会社との取引も開示対象に含まれることなどから生ずる計算書類の作成のスケジュール上の制約や実務上の事務負担の問題等に鑑み、本注記を必要とすることとした趣旨からすれば開示させる必要が乏しいと思われる取引について、開示対象から外すことを明記したものである。この規定により開示対象から除外される「当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白」な取引とは、例えば、製品の販売等について市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定している場合や、建物の賃貸等で近隣の地代、取引実勢に基づいて一般的な取引条件と同様の賃料を決定している場合などが考えられる。一般の取引の条件とは、必ずしも一定の金額であるとは限らず、ある程度幅をもった金額の範囲内であることが通常と考えられる。また取引の条件を検討するにあたっては、社会通念上、取引条件を決定する要素はすべて考慮対象となり得、例えば、一般的には、長期的・継続的な取引であるという事情は考慮することとなる。

9. 1株当たり情報に関する注記 (同左)

10. 重要な後発事象に関する注記 (同左)

11. 連結配当規制適用会社 (同左)

13. その他の注記

(記載上の注意)

- (1) 上記の個別注記表に記載すべき事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。
- (2) 例えば、以下のような会計基準等で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載することができる。
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - ① 退職給付に関する注記
 - ② 減損損失に関する注記
 - ③ 企業結合・事業分離に関する注記
 - ④ 資産除去債務に関する注記
 - ⑤ その他追加情報の注記

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第1項）。
- (7) 工事契約及び工事損失引当金に係る規定は、平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第2項）。

第2 連結損益計算書

(記載上の注意)

少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失の表示に係る規定を早期適用し、連結損益計算書に表示する場合には、次のように記載する（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第1項）。

12. その他の注記

(記載上の注意)

- (1) 上記の個別注記表に記載すべき事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。
- (2) 例えば、以下のような会計基準等で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載することができる。
 - ① 有価証券に関する注記
 - ② デリバティブ取引に関する注記
 - ③ 持分法損益等に関する注記（連結計算書類を作成していない場合）
 - ④ 退職給付に関する注記
 - ⑤ 減損損失に関する注記
 - ⑥ 企業結合・事業分離に関する注記（新設）
 - ⑦ その他追加情報の注記

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)

第2 連結損益計算書

(新設)

[記載例]

連結損益計算書
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)
(単位：百万円)

科 目	金 額	
.....	× × ×	× × ×
<u>税金等調整前当期純利益</u>		× × ×
<u>法人税、住民税及び事業税</u>	× × ×	
<u>法人税等調整額</u>	× × ×	× × ×
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>		× × ×
<u>少数株主利益</u>		× × ×
<u>当期純利益</u>		× × ×

第4 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

(記載上の注意)

連結会計年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)に注記する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
(削除)
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しているか否かの別

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

[記載方法の説明]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

- ① 連結の範囲に関する次に掲げる事項
 - イ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - ロ 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項
 - a 主要な非連結子会社の名称

第4 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

(記載上の注意)

連結会計年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在する場合に注記する。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象または状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象または状況を解消または大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
(新設)
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結計算書類への反映の有無

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

[記載方法の説明]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

- ① 連結の範囲に関する次に掲げる事項
 - イ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - ロ 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項
 - a 主要な非連結子会社の名称

- b 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
- ハ 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由
- ニ 第63条第 1 項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に関する事項であって、当該企業集団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容
- ホ 開示対象特別目的会社（会社法施行規則第 4 条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者または当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項
 - a 開示対象特別目的会社の概要
 - b 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

②～④（省略）

2-1. 連結の範囲に関する事項

[記載例]

1. 連結の範囲に関する事項

(1)～(4)（省略）

(5) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①～②（省略）

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2-4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

(記載上の注意)

「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」は、会社計算規則から削除されている。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る連結計算書類のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとするとしてされている（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 5 項）。

- b 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
- ハ 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由
- ニ 第95条第 1 項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に関する事項であって、当該企業集団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容
(新設)

②～④（同左）

2-1. 連結の範囲に関する事項

[記載例]

1. 連結の範囲に関する事項

(1)～(4)（同左）

(新設)

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①～②（同左）

(新設)

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2-4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

(新設)

5. 金融商品に関する注記

[記載例]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成〇年〇月〇日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	xxx	xxx	二
(2) 受取手形及び売掛金	xxx	xxx	二
(3) 投資有価証券			
<u> </u> 其他有価証券	xxx	xxx	xxx
(4) 支払手形及び買掛金	(xxx)	(xxx)	二
(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	二
(6) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	xxx
(7) デリバティブ取引	二	二	二

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(新設)

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額xxx百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「金融商品に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
- ① 金融商品の状況に関する事項
 - ② 金融商品の時価等に関する事項
- (3) 「金融商品に関する注記」は、平成22年3月31日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第3項）。

6. 賃貸等不動産に関する注記

[記載例]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
xxx	xxx

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(新設)

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「賃貸等不動産に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、概括的に記載する。
- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- (3) 「賃貸等不動産に関する注記」は、平成22年3月31日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第3項）。

7. 開示対象特別目的会社に関する注記

(新設)

[記載例]

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保しております。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、平成〇年〇月末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映しております。

流動化の結果、平成〇年〇月末において、取引残高のある特別目的会社は〇社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は×××百万円、負債総額(単純合算)は×××百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の金額 又は当連結会計年度末 残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産(注1)：			
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX

譲渡資産に係る 残存部分(注2)	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務(注3)	XXX	回収サービス業務収益	XX

(注1) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されております。

(注2) 譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、当期における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。平成〇年〇月末現在、譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX百万円であります。また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

(注3) 回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上しております。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されております。

(記載上の注意)

- (1) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「開示対象特別目的会社に関する注記」は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項を記載することとされており、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を参考にして記載することが考えられる。

8. 1株当たり情報に関する注記 (省略)

9. 重要な後発事象に関する注記 (省略)

[記載例]

(新株発行の決議)

当社は、平成〇年〇月〇日開催の当社取締役会において、平成〇年〇月〇日を払込期日として、普通株式〇〇株を一般募集の方法によって発行することを決議しました。

払込価額、払込価額中の資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、平成〇年〇月中旬開催の取締役会において決定する予定であります。

10. その他の注記

(記載上の注意)

- (1) (省略)
- (2) 例えば、以下のような会計基準で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載することができる。
- (削除)
- (削除)
- ① 退職給付に関する注記
- ② 減損損失に関する注記
- ③ 企業結合・事業分離に関する注記

5. 1株当たり情報に関する注記 (同左)

6. 重要な後発事象に関する注記 (同左)

[記載例]

(新株発行の決議)

当社は、平成〇年〇月〇日開催の当社取締役会において、平成〇年〇月〇日を払込期日として、普通株式〇〇株を一般募集の方法によって発行することを決議しました。

払込価額、払込価額中の資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、平成〇年〇月中旬開催の取締役会において決定する予定であります。

7. その他の注記

(記載上の注意)

- (1) (同左)
- (2) 例えば、以下のような会計基準で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載することができる。
- ① 有価証券に関する注記
- ② デリバティブ取引に関する注記
- ③ 退職給付に関する注記
- ④ 減損会計に関する注記
- ⑤ 企業結合に関する注記

<p>④ 資産除去債務に関する注記</p> <p>⑤ その他追加情報の注記</p>	<p>(新設)</p> <p>⑥ その他追加情報の注記</p>
---	---------------------------------